

改正後

(補助対象及び補助率)
第2条 補助金の対象となる事業及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額	補助率
「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第2の6の（1）の場合にあっては、同アにより選定された額に県補助率を乗じて得た額と同イの額とを比較していずれか少ない方の額。国要綱第2の6の（2）の場合にあっては、同イによる都道府県補助基本額。）	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（国要綱第2の6の（1）の場合にあっては、10分の10）
「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）について」（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第2の6の（1）により選定された額に県補助率を乗じて得た額と同（2）の額とを比較していずれか少ない方の額。）	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（10分の10）
「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日付けこ成事第453号子ども家庭庁長官通知）別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に定める交付対象施設、交付対象事業及び補助基本額	<p>(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合</p> <p>① <u>令和5年8月22日付けこ成事第462号子ども家庭庁長官通知(以下、通知という)の第1の3に該当しない整備を行う場合 1/3</u></p> <p>② <u>通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/6</u></p> <p>③ <u>通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/12</u></p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合</p> <p>① <u>通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 2/9</u></p> <p>② <u>通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/8</u></p> <p>③ <u>通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/16</u></p> <p>(3) 市町村が病児保育施設の整備を行う場合 1/3</p> <p>(4) 市町村が社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合 3/10</p>

現行

(補助対象及び補助率)
第2条 補助金の対象となる事業及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額	補助率
「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第2の6の（1）の場合にあっては、同アにより選定された額に県補助率を乗じて得た額と同イの額とを比較していずれか少ない方の額。国要綱第2の6の（2）の場合にあっては、同イによる都道府県補助基本額。）	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（国要綱第2の6の（1）の場合にあっては、10分の10）
「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）について」（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第2の6の（1）により選定された額に県補助率を乗じて得た額と同（2）の額とを比較していずれか少ない方の額。）	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（10分の10）
「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日付けこ成事第453号子ども家庭庁長官通知）別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に定める交付対象施設、交付対象事業及び補助基本額	<p>(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合 <u>(令和5年8月22日付けこ成事第462号子ども家庭庁長官通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</u></p> <p><u>1/3 (1/6) 【1/12】</u></p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合 <u>(令和5年8月22日付けこ成事第462号子ども家庭庁長官通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</u></p> <p><u>2/9 (1/8) 【1/16】</u></p> <p>(3) 市町村が病児保育施設の整備を行う場合 1/3</p> <p>(4) 市町村が社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合 3/10</p>

改正後	現行				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 201 710 328">「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額</td> <td data-bbox="714 201 1095 328">10分の10</td> </tr> </table>	「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 201 1668 328">「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額</td> <td data-bbox="1673 201 2054 328">10分の10</td> </tr> </table>	「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10
「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10				
「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 331 710 459">「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額</td> <td data-bbox="714 331 1095 459">10分の10</td> </tr> </table>	「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 331 1668 459">「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額</td> <td data-bbox="1673 331 2054 459">10分の10</td> </tr> </table>	「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10
「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10				
「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10				
<p>附 則</p> <p>1 略 （改正文）</p> <p>2～41 略</p> <p><u>42 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （改正文）</p> <p>2～41 略</p>				